

いかり  
**錨** (ANCHOR/アンカー)のマークは信頼と希望のシンボルです。人生という大海原で嵐に遭ったあなたと信頼と希望で結ばれ、一緒に嵐を乗り越っていきたい。ANCHORには、そんな願いを含めました。

神奈川中央法律事務所

231-0031 横浜市中区万代町1-2-12 VORT横浜関内Ⅲ 7階 A2  
Tel : 045-681-6680  
Fax : 045-681-6679

弁護士 藤原 大輔  
弁護士 榎 研司



# ANCHOR

2020. 1  
vol.12

Kanagawa Chuo Law Office Newsletter

明けましておめでとうございます



2020.1.1

## 謹賀新年

昨年、皆様方に大変お世話になりました。

今年も、皆様方からご依頼いただいた件の解決に向け、当事務所一同、迅速かつ誠実に業務に努めてまいります。

今回のアンカーでは、法律相談Q&Aにおいて、働き方改革関連法に関する内容を掲載しております。法改正の内容を常時精査することは困難ですが、今回の改正内容は、事業主の方であっても労働者の方であっても働き方という関心の高い内容と思われまますので掲載いたしました。

また、最終頁では、実際に当事務所にご依頼いただいた「お客様の声」を掲載しております。この「お客様の声」は、当事務所の方針であり存在意義である「皆様方の願いの実現」が実現できているかを確認する有用な資料であり、事務所の財産です。今年も良い「お客様の声」をいただけるよう、精進いたします。

また、当事務所HPでは、法律問題の分野毎によくあるご質問をQ&A形式で掲載しております。その他、無料法律相談のご案内や、アンカーのバックナンバー等も掲載しております。ご興味がある方はご覧いただければ幸いです。

今年も皆様方のご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。

令和2年 元旦 代表弁護士 藤原 大輔

～事務所ホームページアドレス～  
<http://www.fdlaw.jp/>

トップページに無料法律相談について掲載しています。

無料法律相談のお知らせ  
相談ご予約の際は「ホームページを見た」とお伝えください。現在、初回法律相談を無料とさせていただきます(予約制です)。

ノベルティグッズ  
ご好評いただいております

ご希望の方はお気軽にお申し付けください。



## 相続法改正

弁護士 藤原 大輔  
Fujiwara Daisuke

皆さんは「相続」の話題をどのように感じられるでしょうか。

人の死が前提となるため、避けたい話題であるという方もいらっしゃるかと思います。

しかしながら、人は誰もが死を迎え、それによって相続は開始します。

そのため相続は誰にでも関係することなのです。

この誰もが関係する相続に関するルールの大きな改正がつい最近ありました(平成30年7月に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」等が成立)。この改正は、平均寿命が延び高齢化社会の到来という社会経済の変化に対応する必要があるという事情を背景にしております。この改正されたルールの施行日は、改正内容によって異なっており、すでに到来している2019年1月からのものもあれば2020年7月からのものなどもあります。

今回の改正における大きな観点を2点示しますと、1点は、被相続人の死亡により残された配偶者の生活の保護という観点があげられます。2点目は、遺言の利用を促進す

ることで相続に関する紛争を防止するという観点があげられます。

具体的な改正内容としましては、被相続人(亡くなった方)の死亡により残された配偶者の生活への配慮等のため、配偶者居住権が創設されたこと、婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置が設けられたこと等があります。また、遺言の利用を促進し相続に関する紛争を防止するため、自筆証書遺言の方式を緩和したこと(財産目録は手書きでなくともよい)、法務局における自筆証書遺言の保管制度(相続人や受遺者は、遺言書保管事実証明書の交付請求をできます。また遺言書情報証明書の交付請求もできます。遺言書保管所において遺言書の閲覧もできます。遺言書保管所に保管されている自筆証書遺言については家裁での検認が不要となる等の制度です。)を創設したこと等があります。

その他にも預貯金の払戻制度を創設したこと、遺留分制度の見直し、特別の寄与の制度を創設したこと等、改正内容は多岐にわたっております。

この遺言書につきましては、「被相続人が

遺言書を残してくれていれば相続人間の紛争をさけることができたのに、なぜ遺言書を作ってくれなかったのか。」という相続人の声を聞くことがよくあります。本来、相続は、被相続人が築いた財産を相続人が継承することができることから、被相続人に感謝すべきものであります。ところが、相続人間で、遺産をめぐる紛争状態となってしまうと、被相続人への感謝どころか、それまでの相続人間の人間関係を破壊する結果にもなりかねません。このような結果は、被相続人にとって残念なことではかないと思われ

ます。今回の改正は、諸外国に比べて遺言の作成率が低いといわれている日本において、遺言の利用を促進する意図があり、これは紛争の事前回避のためには良い観点であると思います。もちろん、今回の改正で自筆証書遺言が活用されやすくなったと思われませんが、これまでどおり公正証書遺言の有用性も高いものがありますので、作成者のニーズに応じて使い分けるべきものと思います。

この相続法に関する改正内容は法務省が分かりやすくインターネット上で公表しておりますので、ご興味のある方はそのような情報もご参照ください。また、より具体的な実際の相続内容に即した形で質問をしたいという方は当事務所までお問い合わせください。

## 法律相談

### Q&A



### 働き方改革関連法について

**Q** 働き方改革関連法が成立して施行されたことで、会社の規定や職場環境などが色々変わっています。どのような改正内容だったのでしょか。

**A** 働き方改革関連法は、「高度プロフェッショナル制度」の創設について注目が集まりましたが、その他にも重要な改正がされています。今回の改正は2つの柱があります。一つ目は、「労働時間法制の見直し」で、もう一つが「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」になります。

**Q** 「労働時間法制の見直し」はどのような改正内容ですか。

**A** 「労働時間法制の見直し」は以下の7点の改正になります。①残業時間の

上限規制、②勤務間インターバル制度導入の促進、③1人1年あたり5日間の有給休暇取得を企業に義務付け、④月60時間超の残業代の割増賃金率の引き上げ、⑤労働時間把握の義務付け、⑥フレックスタイム制の拡充、⑦高度プロフェッショナル制度の新設、になります。

**Q** 残業時間(時間外労働時間)の上限規制は具体的にどのようなものでしょうか。

**A** 従来、労働時間は1日8時間、週40時間までが原則で、三六協定で労働時間の延長が可能でしたが、延長される時間外労働時間(残業時間)の上限を定める法律がありませんでした。

今回、時間外労働時間の上限が規制されました。時間の計算において休日労働を含む規制と休日労働を含まない規制があります。

時間の計算において休日労働を含まない規制において、⑦原則的な上限は、月45時間、年360時間までになります。つ

まり、休日以外の残業時間は月45時間、年360時間までになります。

時間の計算において休日労働を含む規制において、④休日労働時間を含む残業時間の上限は、1月100時間未満、月平均80時間以内になっています。

例えば、休日以外の残業時間が月45時間だとしても(⑦)、休日の労働時間が月55時間以上になって合計月100時間以上になると、④の規制に違反することになります。

なお、⑦の時間規制は、特例で、⑤休日以外の残業時間を年720時間以内まで延長することはできますが、④の時間規制内などの制限がかかります。

以上のように、時間の計算において休日労働を含む規制と休日労働を含まない規制が混ざっていますので、注意が必要です。

**Q** 残業時間の上限規制は既に全ての会社に適用されているのですか。





## 市場規範と社会規範

弁護士 榎 研司  
Sakaki Kenji

最近、ダン・アリエリー著「予想どおりに不合理」という本を読みました。人間の不合理な行動について行動経済学の観点から分析する本です。ベストセラーになった有名な本ですので、読まれたことのある方も多いかもしれません。この本の中で、アメリカの弁護士の話が出てきました。全米退職者協会が、一時間あたり30ドル程度の低価格で、困窮している退職者の相談に乗ってくれないかと依頼したところ、弁護士たちは断りました。ところが、困窮している退職者の相談に無報酬で乗ってくれないかと依頼したところ、圧倒的多数の弁護士が引き受けたと答えたという話です。もちろん0ドルのほうが30ドルより魅力的だからというわけではなく、30ドルという報酬の話が出たとき、弁護士たちは市場規範(契約等の金銭的な関係に基づく価値判断)を適用したため、市場での

収入に比べてこの提示金額では足りないと考えました。ところが、お金の話抜きで頼まれると、社会規範(道徳や倫理など社会的な関係に基づく価値判断)を適用し、進んで自分の時間を割く気になった、という分析です。

現実には、社会規範と市場規範が混じりあった状態です。例えば、東京オリンピックのボランティアの募集に対して、大量の人々を長期間ただ働かせるなんておかしい、という意見があります。オリンピックは平和の祭典とされ、もともとアマチュアスポーツの祭典でしたので、社会規範が妥当し、多くのボランティアを支えるのに対して(大きな)批判はなかったはずですが。しかし、現在は、オリンピックの商業化が進み、オリンピックをめぐる大金が動くことは周知の事実です。そうなってくると、当然、市場規範が入り込んできて、上記のような批判が出てくるということなのだと思います。

日本の弁護士業界においても、同様の事態が見受けられるように思われます。法テラスの問題です。法テラスは、経済的に余裕のない人でも法的サービスを受けられるように作られた制度ですが、一般的な弁護士報酬基準からすると法テラスの報酬基準は低廉です。そのため、今日、多くの弁護士は法テラスの報酬基準に不満を持っています。しかし、法テラスができる以前の法律扶助協会の時代からすると、もともとボランティアに近い性質だったようで、社会規範に基づいて仕事を引き受けていたと言えます。しかし、今日では法テラスが広く一般化したため、市場規範が適用されているように思えます。私が弁護士になった頃には既に法テラスが存在していましたし、法テラス案件であろうがなかろうが等しく依頼者のために尽力することには変わりはありませんが、釈然としない思いがありました。そのモヤモヤとした点について、上記の本を読んだことである程度整理できた気がします。今後、自分の中で社会規範と市場規範の折り合いをどうしていくべきか、悩ましい課題です。

非正規雇用労働者



正社員

**A** 大企業に関しては2019年4月1日から既に適用されていますが、中小企業については2020年4月1日からの適用となります。違反すると罰則の対象となりますので、ご注意ください。

**Q** 月60時間超の残業代の割増賃金率の引き上げは、何が変わったのですか。

**A** これまでも大企業については、月60時間を超える部分の残業代の割増賃金率は50%でしたが、中小企業については適用が猶予されて25%のみでした。しかし、今回の改正により、2023年4月1日からは中小企業も50%に引き上げられ、適用猶予措置が廃止されることになりました。

**Q** もう一つの「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」はどのような改正内容ですか。

**A** いわゆる同一労働同一賃金の考え方が導入されたと言われることもありますが、実際には賃金面に限らず、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用、パートタイム、派遣)の間の不合理な待遇格差の解消を目指すものです。

有期雇用及びパート

タイム労働者に対しては、均衡待遇規定を明確化するとともに、有期雇用についても均等待遇規定の対象となりました。

派遣労働者については、①派遣先の労働者と均衡・均等待遇とするか、②一定の要件を満たす労使協定による待遇とするか、いずれかを確保することが義務化されました。

また、非正規雇用労働者に対する正社員との待遇差についての説明が義務化されました。

**Q** 均衡待遇規定や均等待遇規定とはどのような内容ですか。

**A** 均衡待遇規定は、業務の内容とその責任の程度等を考慮して不合理な待遇差別を禁止する規定です。また、均等待遇規定は、業務の内容とその責任の程度等が同じ場合は差別的取り扱いを禁止(等しい待遇にすべき)する規定です。

**Q** どういう場合に不合理な待遇差別になるのでしょうか。

**A** 厚労省が同一労働同一賃金ガイドラインを作成していますので、そのガイドラインが参考になります(平成30年厚生労働省告示第430号)。

ガイドラインには多数の事例が掲載されています。例えば、基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給しているA社において、期間の定めのある労働契約を更新している有期雇用労働者であるXに対し、当初の労働契約の開始時から通算して勤続年数を評価した上で支給していれば問題はありません。他方、当初の労働契約の開始時から通算して勤続年数を評価せず、その時点の労働契約の期間のみにより勤続年数を評価した上で支給している場合には問題ありとされています。

**Q** 待遇差が合理的か否かの判断に迷った場合、どこに相談すればよいでしょうか。

**A** 例えば、事業者向けの相談窓口として、各都道府県に「働き方改革推進支援センター」が設置されており、社労士などの専門家と相談ができます。

労働者向けの相談窓口としては、各都道府県の労働局の雇用環境・均等部(室)などが対応しています。

もちろん弁護士も相談に応じておりますので、疑問点等がございましたら、弁護士や各相談窓口等にご相談ください。

# お客様からの声



横先生へ

## ↓ 神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件終了時)

- 1、当事務所の対応に満足できましたか？ ○をご記入ください。  
 大変満足 ( ) 満足 ( ) 普通 ( ) 不満 [理由:]
- 2、弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがでしたか？  
 大変満足 ( ) 満足 ( ) 普通 ( ) 不満 [理由:]
- 3、当事務所の印象はいかがでしたか？  
 ( ) 明るい  きれい ( ) 普通 ( ) 暗い ( ) 汚い  
 (あてはまるものすべてに○をご記入ください)
- 4、スタッフ (弁護士を除く) の対応はいかがでしたか？  
 大変良い ( ) 良い ( ) 普通 ( ) 不満 [理由:]
- 5、その他、改善すべき点、ご意見ご感想がございましたらご自由にお書きください。

お客様からいただいた  
 あたたかいお便りと、  
 アンケートをご紹介します。



## ↓ 神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件終了時)

- 1、当事務所の対応に満足できましたか？ ○をご記入ください。  
 大変満足 ( ) 満足 ( ) 普通 ( ) 不満 [理由:]
- 2、弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがでしたか？  
 大変満足 ( ) 満足 ( ) 普通 ( ) 不満 [理由:]
- 3、当事務所の印象はいかがでしたか？  
 (あてはまるものすべてに○をご記入ください)  
 ( ) 明るい  きれい ( ) 普通 ( ) 暗い ( ) 汚い
- 4、スタッフ (弁護士を除く) の対応はいかがでしたか？  
 大変良い ( ) 良い ( ) 普通 ( ) 不満 [理由:]
- 5、その他、改善すべき点、ご意見ご感想がございましたらご自由にお書きください。

父が死し預金を動かす事が出来ずに困っていた所、紹介にてこちらの神奈川法律事務所にて親切丁寧な手続を以て頂き、預金を動かす事が出来安心しました本当にありがとうございました



藤原先生へ

メールフォームからも  
 お便りをいただきました。

弁護士 藤原先生

お世話になります。先日、無料相談をさせていただきました、です。親切丁寧なご対応に大変感謝しております。

姉と母とは相続については話はしておらず、特に進展はありませんでした。今後、進展があり、先生のお力をお借りしたく、契約させていただく場合は、改めてご連絡します。

本当にありがとうございます。どうぞよろしく願います。

先日は、無料相談であるにもかかわらず、長い時間をかけてくださり、また親身になってご相談に対応してくださり、本当にありがとうございました。

私は、これまで他の弁護士さんにもご相談したことがございましたが、弁護士さんの業界において、少なくとも藤原さんのような方もいらっしゃるのことが分かり、とても嬉しかったです。弁護士という職業へ敬意と信頼を感じました。本当にありがとうございました。

※直筆のお手紙をいただきましたが、固有名詞をさけるため、概要を抜粋しております。

## 事務局だより

昨年10月に入所いたしました。皆様にとって、より良い事務所と感じていただけるよう、日々努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

私の朝の仕事の一つに、コピー、打合せ室および執務室の鉢植えの水遣りがあります。長年大切にされてきた胡蝶蘭のうちの幾つかは、こここのところ次々と開花し私たちの目を楽しませてくれています。ご来所くださる皆様のお目にも留まるよう、これからも心を込めて育てていきたいと思っております。



## 冬季休暇のお知らせ

新年度の業務は、1月6日(月)から開始させていただきます

### 横浜市営地下鉄「関内駅」1番出口



市営地下鉄ご利用の方は、1番出口が最寄りです。

### JR「関内駅」南口



最寄りの駅出口です。当事務所は、南口改札を出て右方面です。京浜東北・根岸線、横浜線が通っています。

### 大通り公園



関内駅周辺から阪東橋までつながる細長い公園で、地域の方々の憩いの場となっています。



神奈川中央法律事務所 VORT横浜関内Ⅲ 7階A2

### みなとみらい線「日本大通り駅」2番出口



### 横浜スタジアム



通称「ハマスタ」。日本プロ野球、セ・リーグ、横浜 DeNA ベイスターズの本拠地です。

### 横浜市庁舎



郵便局や銀行、食堂などの施設もあります。

### 横浜市営地下鉄「伊勢佐木長者町駅」1番出口



- JR関内駅/南口より徒歩2分
- みなとみらい線日本大通り駅/2番出口より徒歩10分
- 市営地下鉄ブルーライン関内駅/1番出口より徒歩5分・伊勢佐木長者町駅/1番出口より徒歩4分